（様式５）

最終更新日：令和8年10月31日

# 公益財団法人日本アイスホッケー連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jihf.or.jp/jihf/

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | ・中長期基本計画を策定している。<br>・現行「中期計画（第二次策定修正版）」のうち、実績データをアップデートし、令和9年2月までに修正し公表予定。<br>・中長期基本計画を公表している。<br>・令和3年度第9回理事会の承認を得て、6月30日に中期計画・中間報告をWEBページに公開。<br>（参考URL　https://www.jihf.or.jp/common/img/info/info_20220704_145112.pdf）<br>・令和5年7月14日業務執行会議の承認を得て7月31日に「中期計画（第二次策定）」を公開。<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230731_082426.pdf）<br>・令和6年3月16日第5回理事会の承認を得て、現行「中期計画（第二次策定）」の一部を修正、公開。<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20260709_121728.pdf）<br>・計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。<br>・地域ブロックの会議において中期計画・中間報告を説明し意見を募り、4つの取組課題のうち、スケートリンク不足をスポーツの財務的健全性に修正して取り組むこととした。その他個別具体的な目標値も現状に合わせて見直した。 | 01.中期計画（第二次策定修正版）<br>02.令和6年3月16日第5回理事会議事録 |
| 2 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | ・人材の採用及び育成に関する計画を検討中で策定に至っていない。<br>・事務局を含めた組織機能強化を図るべく、人材の採用・育成に関しては継続的に検討、見直しを進めることとした。<br>・令和8年5月23日付でタスクフォースを発足し人材採用・育成に関する計画策定を検討していく。<br>・組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を検討中で公表に至っていない。<br>・組織運営の強化をすべく、第一歩として令和5年10月14日第3回理事会の承認を得て、5本部20委員会体制を4本部16委員会へ集約するとともに、統括本部を新設する組織再編を行った。<br>・計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。<br>・SNSに明るい人材を企画委員として登用、新しいファン層への情報発信、主要大会での物販促進を達成することができた。 | 03.新組織図<br>04.令和5年10月14日第3回理事会議事録<br>05.タスクフォースメンバー<br>06.令和8年5月23日タスクフォース議事録 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | ・財務の健全性確保に関する計画を検討中で策定に至っていない。<br>・これまで同様財源確保のため協賛獲得活動に集中し、新たにグッズ販売などを強化し財源確保に努めている。<br>・財務の健全性確保に関する計画を検討中で公表に至っていない。<br>・財務基盤強化については中期計画修正版及び令和7年度予算策定の方針において、重点的な取組み策とするとともに、引き続き抜本的な基盤強化策を検討することとした。<br>なお、基盤強化計画策定ついては令和9年6月30日までの課題とした。<br>令和6年3月16日「中期計画（第二次策定修正版）」公開。<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20260709_121728.pdf）<br>令和7年10月7日「令和6年度事業報告」公開。<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20251007_165946.pdf）<br>・計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。<br>・令和8年5月23日付でタスクフォースを発足し、問題点・課題の洗い出し、解決案の策定について取り組むこととした。 | 01.中期計画（第二次策定修正版）<br>02.令和6年3月16日第5回理事会議事録<br>05.タスクフォースメンバー<br>06.令和8年5月23日タスクフォース議事録<br>07.経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート |
| 4 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | ・外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。<br>・外部理事については令和5年度改選で比率25％以上を目指す。<br>・令和５年度改選で外部理事5名（達成）、令和７年度改選で外部理事5名（達成）<br>・女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。<br>・女性理事比率については最終目標40％。１次目標を20％（4名）に設定した。<br>（令和3年度改選で＋１（計２名（12％）、令和5年度・7年度の改選で＋2（計４名（20％））<br>・令和５年度改選で女性理事4名（未達成）、令和７年度改選で女性理事4名（未達成）<br>・専門委員会にそれぞれ1名以上の新規女性メンバーを登用するするべく人材探索中。こうした人材開拓活動により令和9年度改選時8名（40％）を目指し、引き続き最終目標達成に向けて取り組んでいく。 | 08.定款<br>09.役員名簿<br>10.アスリート委員会規程<br>75.【2022.7.20 評議員意見交換会】ガバナンスコード関連「評議員会・役員推薦員会多様化への改定（案）」 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | ・外部評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。<br>・令和元年度改選は、外部評議員　1/43（2%）<br>・目標を令和5年度改選時に外部評議員40%（一次目標28%）<br>・令和4年度評議員会において総数を25名、うち理事会が推薦する6名は外部、うち5名以上を女性とする改正案（定款施行細則）が承認された。<br>・令和5年度改選で、外部評議員9名（36%）（未達成）<br>・令和9年度改選時に外部評議員10名（40%）を達成すべく、加盟団体及び評議員向け会議や研修を通して外部評議員の重要性を説き、啓蒙活動を展開している。<br>・女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。<br>・令和元年度改選は、女性評議員　2/43（4%）<br>・目標を令和5年度改選時に女性評議員20%とした。<br>・令和4年度評議員会において総数を25名、うち理事会が推薦する6名は外部、うち5名以上を女性とする改正案（定款施行細則）が承認された。<br>・令和5年度改選で、女性評議員8名（32%）（達成）となった。 | 11.評議員名簿<br>75.【2022.7.20 評議員意見交換会】ガバナンスコード関連「評議員会・役員推薦員会多様化への改定（案）」 |
| 6 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | ・アスリート委員会を設置し、少なくとも年1回以上、定期的に委員会を開催している。<br>・原則として一カ月に1回委員会を開催することとし、直近3年間では計32回（令和5年8月17日・31日、9月11日、10月4日、11月15日・27日、12月1日、令和6年1月5日・18日、2月21日、4月11日、5月7日、9月3日・10日・22日、10月22日・28日、11月12日・27日、12月3日・12日・27日、令和7年1月16日・23日、3月5日・17日、6月18日、8月27日、10月30日、12月11日・17日、令和8年3月26日）開催。<br>令和8年度は、8月、9月、10月、11月、12月、2月、3月、4月、5月、6月の開催を予定。<br>・アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行っている。<br>・委員は男女各5名、日本代表クラスの現役・OB等から構成。<br>・アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。<br>・令和6年度は、アスリート委員会の提案により普及委員会のもとアイススケート教室を4地域<br>（東京都町田市［1月27日］、神奈川県横浜市［1月28日］、埼玉県上尾市［5月18日］、<br>沖縄県南風原町［6月23日］）で開催。<br>・令和7年度は、アスリート委員会の提案により普及委員会のもとアイススケート教室を4地域<br>（長野県長野市［11月16日］、熊本県熊本市［1月24・25日］、和歌山県和歌山市［1月25日］、青森県青森市［2月7・8日］）で開催。<br>・今後も加盟団体の協力を得て活動を展開していく。 | 10.アスリート委員会規程<br>12.アスリート委員会名簿<br>13.アスリート委員会議事録 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | ・理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。<br>・適正な規模で、実効的に運営されている。理事15名以上20名以内（現状17名）。（定款第21条）<br>・理事会は原則四半期に一回開催であったが、WEB会議が定着し必要に応じて理事会を機動的に開催することとなった。<br>・直近3年間では計15回（令和5年9月9日・24日、10月14日、12月10日、令和6年3月16日、6月22日、9月6日、10月21日、12月8日、令和7年4月19日、6月21日、8月2日、9月6日・23日、12月20日）開催。 | 08.定款<br>09.役員名簿<br>14.理事会運営規程 |
| 8 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること | ・理事の就任時の年齢に制限を設けている。<br>・令和4年定時評議員会（9/24）において就任時73歳未満で提案（定款施行細則第10条の改正）し可決された。改正された定款施行細則は即日施行となった。<br>・令和7年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。 | 09.役員名簿<br>15.定款施行細則 |
| 9 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | ・理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。<br>・令和4年定時評議員会（9/24）において役員の定年と併せて連続5期10年までとする案で提案（定款施行細則第10条の改正）し可決された。<br>・令和7年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。<br>・最長期間に達した者については，再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期２期分）を合わせて定めている。<br>・令和4年定時評議員会（9/24）において役員の定年と併せて連続5期10年までとする案で提案（定款施行細則第10条の改正）し可決された。<br>・令和7年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。 | 09.役員名簿<br>15.定款施行細則 |
| | | | 【例外措置または小規模団体配慮措置】 | |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | ・役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。<br>・令和7年9月の改選に際し、規程の通りの構成により役員推薦委員会が組織された。<br>・役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。<br>・役員候補者推薦委員会の独立性を高める役員推薦委員会規程（第４条）改正案を令和4年度定時評議員会に提案し可決された。<br>・改正により委員構成が監事2～3名、外部委員2名、連盟業務執行役員3名となった。<br>・改正された役員推薦委員会規程は即日施行となった。<br>役員推薦委員会規程<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20220930_190250.pdf）<br>・役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。<br>・令和7年度改選の際の構成は、監事3名、外部委員2名、連盟業務執行役員3名で構成。 | 08.定款<br>15.定款施行細則<br>16.第4回役員推薦委員会議事録（2025.08.12）<br>62.役員推薦委員会委員名簿 |
| 11 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | ・NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。<br>・法令遵守を求める規程として倫理規定、懲戒規程を整備。<br>・その他関連する規程として個人情報保護規範、特定個人情報取扱規程、倫理委員会規程、通報窓口に関する規程、会計処理規則を制定している。 | 17.個人情報保護規範<br>18.特定個人情報保護取扱規程<br>19.倫理規程<br>20.懲戒規程<br>21.倫理委員会規程<br>22.通報窓口に関する規程<br>23.会計処理規則 |
| 12 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | ・法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。<br>・定款施行細則、評議員会運営規程、理事会運営規程、業務執行会議運営規程、専門委員会規程、役員等旅費規程、職員旅費規程等を整備済み。<br>・JSC組織基盤整備事業（規程整備に際し弁護士等の指導・助言を得るための費用を助成）により整備・拡充を図っている。<br>・必要に応じ適時に規程類の整備・改訂を実施している。（継続中） | 15.定款施行細則<br>24.評議員会運営規程<br>14.理事会運営規程<br>25.業務執行会議運営規程<br>26.専門委員会規程<br>27.役員等旅費規程<br>28.職員旅費規程 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか | ・法人の業務に関する規程を整備している。<br>・事務局規程、職員就業規則、嘱託就業規則、パートタイマー就業規則、正職員転換規程、育児・介護休業規程、会計処理規程等必要な規程類を整備済み。<br>・個人情報の管理について個人情報保護規定、特定個人情報取扱規程を整備済み。<br>・通報対応のため通報窓口に関する規程を整備済み。<br>・インボイス制度への対応、電子帳票保存法への対応についてガイドラインを設けた。<br>（令和5年9月9日理事会承認） | 29.事務局規程<br>30.職員就業規則<br>31.パートタイマー就業規則<br>32.正職員転換規程<br>33.育児・介護休業等規程<br>23.会計処理規則<br>34.インボイス制度対応に係る事務処理ガイドライン<br>63.嘱託職員就業規則 |
| 14 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | ・法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。<br>・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員等旅費規程、賃金規程、職員退職金規程、賞与規程、職員旅費規程、通勤費支給取扱規程、マイカーの通勤利用に関する規程、マイカーの業務使用に関する規程、強化本部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等に関する規程、主催大会等競技役員手当及び主管団体交付金に関する規程等必要な規程類を整備済み。 | 35.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程<br>27.役員等旅費規程<br>36.賃金規程<br>37.職員退職金規程<br>38.賞与規程<br>28.職員旅費規程<br>39.通勤費支給取扱規程<br>40.マイカーの通勤利用に関する規程<br>41.マイカーの業務使用に関する規程<br>42.強化本部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等に関する規程<br>43.主催大会等競技役員手当及び主管団体交付金に関する規程 |
| 15 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか | ・法人の財産に関する規程を整備している。<br>・基本財産については定款第5条（基本財産）及び定款施行細則第9章（第27条～第29条）に規定。<br>・その他関連する規程類としては会計処理規則、加盟団体の分担金の使途に関する規程、寄付金等取扱規程、特定費用準備金取扱規程等必要な規程類を整備済み。<br>加盟団体の分担金の使途に関する規程<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20200602_151042.pdf） | 08.定款<br>15.定款施行細則<br>23.会計処理規則<br>44.寄付金等取扱規程<br>45.特定費用準備金取扱規程 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 16 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | ・財政的基盤を整えるための規程を整備している。<br>・加盟団体の分担金の納入については定款施行細則第30条、チーム及びそれに所属する会員の登録料については同37条に規定。<br>・企業協賛についてはオフィシャルパートナーシッププログラム、オフィシャルサポーティングプログラムを整備。<br>・スコアボードに係る公認料の根拠となる公認ガイドラインを制定<br>・競技会の予算決算、収支等についての規定を含む競技会開催規程、将来の特定に支出に充てるための特定準備金に関して定める特定費用準備資金等取扱規程、受領する寄付金について定めた寄付金等取扱規程を整備済み。<br>・スコアボードに係る公認ガイドラインについては操作卓製品編、アリーナ設置システム編を追加。 | 15.定款施行細則<br>46.オフィシャルパートナーシッププログラム<br>47.オフィシャルサポーティングプログラム<br>48.スコアボードシステムの公認に係るガイドライン<br>49.競技会開催規程<br>44.寄付金等取扱規程<br>45.特定費用準備金取扱規程 |
| 17 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | ・代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。<br>・代表選考は、選考に際して実施されるキャンプ等でコーチ陣が評価項目に従って評価した結果を持ち寄り議論の上、最終的に代表監督が決定している。このプロセスをガイドラインにまとめた。関係者確認の上、令和5年9月9日理事会で承認された。<br>・選手の権利保護に関する規程を整備している。<br>・日本代表選考に係るガイドラインや利益相反管理規程により保護している。<br>・選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。<br>・令和5年10月14日理事会で、強化本部内に選考委員会を新たに設置し、代表選考を管理することとした。 | 50.日本代表選考に係るガイドライン<br>51.利益相反管理規程 |
| 18 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | ・審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を検討中。<br>・レフェリー委員会において、登録制度、資格認定基準、養成（インストラクター制度）などを網羅するレフェリー規程案を引き続き検討中。令和9年2月までに制定予定。 | 01.中期計画（第二次策定修正版）<br>51.利益相反管理規程 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 19 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | ・規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。<br>・弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。<br>弁護士：栗山貴行氏（顧問弁護士）<br>公認会計士：佐藤淳氏<br>税理士：木村吉成氏<br>社会保険労務士：齋藤真澄氏<br>・役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。<br>・コンプライアンス、個人情報保護等日常業務に密接に関連する事がらについては必要に応じて研修を実施している。 | 53.中央競技団体ガバナンス診断オンラインアンケート（日本アイスホッケー連盟）<br>64.顧問弁護士契約書<br>65.監査契約書<br>67.JIHFにおけるコンプライアンス違反等事案<br>74.社労士委託契約書<br>80.税理士業務契約書 |
| 20 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること | ・コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。<br>・理事会から独立した組織として倫理委員会を設置している。<br>組織図：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20240711_104052.pdf<br>・倫理委員会の役割としてガバナンスコードのコンプライアンス委員会の機能を包含していると認識。<br>・検討事項発生の都度メールにて情報共有、意見交換（メール会議）を実施。<br>・コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。<br>・倫理委員会規程により、委員会が機能を十分に発揮できるよう、役割や権限事項を明確に定めている。<br>・倫理委員会自体でPDCAを実施するということはないが、必要に応じて検討事項を業務執行会議、理事会へ報告し、助言により対応策の検討が進められるよう運営している。<br>・コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも１名以上は女性委員を配置している。<br>・現在の委員構成は弁護士7名（うち女性2名）<br>委員長：井上毅（弁護士）<br>委　員：竹之下義弘（弁護士）<br>：小沼千夏（弁護士）<br>：小宮夏樹（弁護士）<br>：佐藤仁美（弁護士）<br>：瀬戸賀司（弁護士）<br>担当理事：江守秀次（副会長） | 19.倫理規程<br>21.倫理委員会規程<br>52.倫理に関するガイドライン<br>66.倫理委員会委員名簿<br>76.倫理委員会議事録 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 21 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | ・コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。<br>・倫理委員会メンバーの中には、弁護士7名が入っており、十分な社会的経験と見識を具備していると認識。<br>・現在の委員構成は弁護士7名（うち女性2名）<br>委員長：井上毅（弁護士）<br>委　員：竹之下義弘（弁護士）<br>：小沼千夏（弁護士）<br>：小宮夏樹（弁護士）<br>：佐藤仁美（弁護士）<br>：瀬戸賀司（弁護士）<br>担当理事：江守秀次（副会長） | 66.倫理委員会委員名簿 |
| 22 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。<br>・JSC中央競技団体ガバナンス診断プログラムを実施し、その結果を踏まえて令和8年4月18日理事会前に役職員向けにコンプライアンス研修を開催した。また、令和7年10月に役員向け中央競技団体ガバナンス診断オンラインアンケート及び、コンプライアンス研修を実施、令和6年8月19日には評議員、役職員向けのコンプライアンス研修、令和5年9月26日に役職員向けのコンプライアンス研修を開催した。今後も定期的に当該プログラム等を活用して現状を把握しコンプライアンス研修を実施していく。 | 53.中央競技団体ガバナンス診断オンラインアンケート（日本アイスホッケー連盟）<br>67.JIHFにおけるコンプライアンス違反等事案 |
| 23 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・弊連盟が主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。<br>・年代別（男女日本代表、男子U20、男女U18、男女U16）のブロックキャンプやセレクトキャンプの際にコンプライアンス・インテグリティ教育を実施している。<br>令和8年度は、各年代別に7月～12月で実施予定。<br>これまでも、令和5～7年度についても、各年代において7月～12月で実施した。 | 54.コンプライアンス・インテグリティ教育教材_2025.0703 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 24 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・弊連盟が主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。<br>・令和3年度から、各種全国大会（国スポ、インカレ、インターハイ、全中等）開催時に、参加審判員などを対象にコンプライアンス教育を実施している。令和8年度も実施予定。<br>・直近3年間は全国８ヶ所でレフェリークリニックを開催し、コンプライアンス教育資料を説明配布し、コンプライアンス教育を実施している。令和8年度も7～12月で実施予定。 | 55.教育プログラム（表）<br>68.コンプライアンス研修教材_2025.1007 |
| 25 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | ・組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。<br>・各委員会において専門家のサポートが必要となると想定される内容を事前に議論している。<br>・法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。<br>・［原則３］（５）への対応の通り弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。 | 64.顧問弁護士契約書<br>65.監査契約書<br>74.社労士委託契約書<br>80.税理士業務契約書 |
| 26 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | ・経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。<br>・公認会計士の指導・助言を得て財務・経理に関する諸規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。具体的には、活用している業務ソフト（楽々精算）に事務局規程に定める決裁権限を反映して運用している。<br>予算・決算・活動報告：https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php<br>・各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。<br>・監事は3名。法人経営、アイスホッケー団体運営の経験、会計、企業監査、これらに関する国際的業務経験、アイスホッケーに係る広範な経験と地方連盟運営の監督の経験に期待。<br>・各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。<br>・令和6年度決算報告にあるように監事団及び外部監査法人により適切な会計処理が実施されているかの監査を受けている。 | 09.役員名簿<br>23.会計処理規則<br>29.事務局規程<br>44.寄付金等取扱規程<br>45.特定費用準備金取扱規程<br>69.監事名簿<br>78.令和6年度決算 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 27 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | ・国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。<br>・国や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。<br>・経理処理の規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。<br>・倫理規程第4条4、倫理に関するガイドラインⅡ章において適切な経理処理を規定している。 | 19.倫理規程<br>52.倫理に関するガイドライン<br>70.R7年度助成金交付確定通知 |
| 28 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | ・財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。<br>https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php<br>令和8年度予算<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20260701_104743.pdf）<br>令和6年度決算<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20251014_210843.pdf） | 77.令和8年度予算<br>78.令和6年度決算 |
| 29 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | ・選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。<br>日本代表選考に係るガイドライン<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230915_145045.pdf）<br>・倫理に関するガイドラインⅢ章に疑惑の無い選考を行うことの規定がある。<br>・原則３（3)に記載のとおり、客観性の高い選手選考を実施するよう努めている。<br>・代表選手選考のガイドラインを作成し運用、公表している。<br>・代表選考の結果は連盟ホームページに公表。<br>男子代表：https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=1<br>女子代表：https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=2 | 50.日本代表選考に係るガイドライン<br>51.利益相反管理規程<br>52.倫理に関するガイドライン |
| 30 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ・ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示している。<br>令和7年10月に自己説明をホームページに公開。<br>（参考URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20251031_084827.pdf） | 79.令和7年10月スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況自己説明 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 31 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | ・重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。<br>・利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。<br>・令和3年4月に利益相反ポリシーを制定。<br>・令和4年６月、利益相反ポリシーに具体的手続等を補足し利益相反規程を制定。<br>・利益相反管理規程第5条2項に手続きを簡略化できるケースを規定。<br>・同3項に決裁者は取引の重要性に応じて総合的に判断する旨を規定。<br>・規定第6条に債務保証をする際には利益相反部会の助言を得るべき旨を規定。 | 51.利益相反管理規程<br>56.利益相反ポリシー |
| 32 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （2）利益相反ポリシーを作成すること | ・利益相反ポリシーを作成している。<br>・令和3年4月に利益相反ポリシーを制定。 | 56.利益相反ポリシー |
| 33 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | ・通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。<br>・平成28年6月に通報窓口に関する規程を設け、倫理委員会を窓口とする体制を構築した。<br>・通報窓口については、ホームページに公開　https://www.jihf.or.jp/jihf/report_window.php<br>・通報窓口についての利用案内にJSPO、JOCの窓口を利用できることを追加（令和3年11月）<br>・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。<br>・通報窓口に関する規程第10条に情報管理に関し規定されている。<br>・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。<br>・通報窓口に関する規程第10条に情報管理に関し規定されている。<br>・通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。<br>・通報窓口に関する規定第11条に不利益の禁止を規定されている。<br>・研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。<br>・コンプライアンス研修において、口頭ではあるが意識付けの徹底を図っている。 | 22.通報窓口に関する規程 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 34 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | （2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | ・通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。<br>・通報制度の担当は倫理委員会になっており、弁護士等の有識者がメンバーとなっている。<br>・通報等を受け付けた場合には、倫理委員会が必要な調査を行い調査結果を通知する。 | 22.通報窓口に関する規程<br>21.倫理委員会規程<br>66.倫理委員会委員名簿 |
| 35 | ［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである | （1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること | ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。<br>・懲戒規程において役職員、チーム等懲戒の対象者、禁止事項、処分内容、処分の決定、調査の実施等を規定している。<br>・職員については職員就業規則第8章（第52条～第57条）に規定があり、これに従う。<br>・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。<br>・懲戒規程をJIHFホームページで公開している。<br>https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20200602_150723.pdf<br>・処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。<br>・懲戒の対象者には調査に対し弁明の機会が与えられるべきことが懲戒規定第14条2項に規定。<br>・処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等で一部定めている。<br>・決定した処分については書面をもって処分決定を通知する旨が懲戒規程第12条2項に規定。<br>・懲戒規程第12条に定める書面に記載すべき事項として不服申立手続の可否、その手続の期限を加える。この改定は未了であり、令和9年2月までに改訂予定。 | 20.懲戒規程<br>21.倫理委員会規程<br>30.職員就業規則<br>66.倫理委員会委員名簿 |
| 36 | ［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである | （2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | ・処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。<br>・懲戒規程第5条に懲戒処分及び懲戒手続きは公正かつ適正に行われなければならない旨規定。<br>・懲戒規程第10条２項に、理事会が倫理委員会に調査等の請求を行った場合、倫理委員会は調査部会、審問部会を組織し、調査、審問にあたる旨を規定。<br>・調査部会の役割は懲戒規定第14条に、審問部会の役割は同第15条に規程。<br>・上記調査部会、審問部会は倫理委員会委員で構成するが、懲戒規程第13条に調査部会、審問部会の構成員の除斥・忌避・回避等を規定し公正な調査・審問を担保している。<br>・倫理委員会の構成は中立性及び専門性を有している[原則4](3)のとおりである。 | 09.役員名簿<br>20.懲戒規程<br>21.倫理委員会規程<br>66.倫理委員会委員名簿 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 37 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | ・NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。<br>・平成29年4月制定のスポーツ仲裁規程の第3条に自動応諾条項が盛り込まれている。<br>・自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。<br>・スポーツ仲裁規程第2条「本連盟が行った決定事項に対する不服申し立て」とあり、対象を懲罰等の不利益処分には限っていない。<br>・申立期間について特段の制限は設けていない。 | 20.懲戒規程<br>57.スポーツ仲裁規程 |
| 38 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | ・スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。<br>・懲戒を定めた懲戒規程に処分対象者に対してスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知することの条項を追加（令和4年5月）。<br>・文書で処分の通知をする際に個別にスポーツ仲裁の利用ができる旨記載することを懲戒規程第12条の改定の際に追加する（原則10(1)）。<br>・なお、改定作業未了につき、令和9年2月までに改定、具備することとした。 | 20.懲戒規程 |
| 39 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | ・危機管理体制を構築している。<br>・危機管理規程第3条、第4条、第5条に危機管理体制を規定。<br>・危機管理マニュアルを策定している。<br>・平成31年3月に危機管理マニュアル（連盟事務所編）を策定した。<br>（参考URL：URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20200602_151548.pdf）<br>・危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。<br>・令和4年9月に危機管理マニュアル（不祥事対応編）を策定。<br>・危機管理規程に整備すべきマニュアルとして記載されている「主催大会等編」、「 選手等派遣編」を整備し、令和5年9月9日理事会にて承認された。<br>危機管理規程　URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20200602_151200.pdf<br>主催大会等編　URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230915_144825.pdf<br>選手等派遣編　URL：https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230915_144900.pdf<br>・危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。<br>・危機管理マニュアル（不祥事対応編）第5条2項に第3者委員会の設置について規定。 | 71.危機管理マニュアル<br>72.危機管理規程 |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 40 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 過去4年間に該当する不祥事は発生していない。 | |
| 41 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 過去4年間に外部調査委員会を設置するような不祥事は発生していない。 | |

# （様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 42 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | ・加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。<br>・定款第10章第41条～第43に加盟団体の加盟、分担金、登録について規定している。<br>・定款施行細則の第2章に加盟団体の構成、第8章に加盟団体の資格喪失、第10章に加盟団体の権利及び義務を記載している。<br>・定款施行細則第11に会員はチームを通じて加盟団体への登録を行うことを規定している。<br>・加盟団体の分担金の使途に関する規程を定め、分担金の使途を規定している。<br>・地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。<br>・令和5年2月25日に加盟団体代表者会議等運営規程を運用開始。<br>・地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。<br>・令和6年7月16日の加盟団体代表者会議において、ガバナンスコード対応についての状況、重要性について説明。<br>・直近では令和8年4月23日の加盟団体代表者WEB会議において、指導現場におけるハラスメント問題をテーマとするコンプライアンス研修を開催し、個別具体的な質問、相談に対する指導、助言を行った。 | 08.定款<br>15.定款施行細則<br>58.加盟団体の分担金の使途に関する規程<br>59.加盟団体代表者会議等運営規程<br>60.令和6年7月16日加盟団体代表者会議開催要項<br>61.令和8年4月23日加盟団体代表者WEB会議開催要項<br>73.地域組織との関係図 |
| 43 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | ・地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。<br>・従来よりコンプライアンスについてはブロック会議においてJIHF幹部による講習を行ってきた。<br>・ルール改正の周知やスキルアップを目的とする全国レフェリー委員長会議を開催するとともに、各地区においてレフェリークリニックを開催してきた。<br>・令和2年度からはブロック会議においてガバナンスコード対応について説明してきており、令和4年度においても実施。（令和5年5月～6月）<br>・令和3年度は中期計画、ガバナンスコード対応についてブロック会議の機会をとらえて説明、啓蒙を図ってきた。<br>・加盟団体代表者会議、加盟団体WEBミーティングを制度化（令和5年2月25日）。<br>・令和6年7月16日の加盟団体代表者会議において、ガバナンスコード対応及びコンプライアンス強化について情報提供、説明を行った。<br>・直近では令和8年4月23日の加盟団体代表者WEB会議において、新たな公認指導者育成制度案に関する情報提供、意見交換を実施し、今後も適宜説明会を行っていく旨説明した。 | 60.令和6年7月16日加盟団体代表者会議開催要項<br>61.令和8年4月23日加盟団体代表者WEB会議開催要項 |